平成２９年（フ）第２７５号
広島市西区中広町２丁目25番９－402号
債務者　上垣内めぐみ
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片島　由賀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２１号
広島県東広島市西条町田口2584番地　東子ハイツｂ棟105号
債務者　谷口　　努
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山手　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
福岡県柳川市佃町1247番地２　からたちブルーメⅠ－205号、前住所福岡県柳川市上宮永町533番地３
債務者　山田　　悟
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋島　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
神戸市兵庫区会下山町１丁目９番３号　会下山マンション201号、従前の住所神戸市兵庫区西橘通２丁目１番20―901号
債務者　吉永　清史
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　耕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０１号
福岡県福津市福間南５丁目24番28号　グランドハイム福津103号
債務者　筬島　光洋
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　善基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１１号
兵庫県姫路市東辻井１丁目９番38号
債務者　瀬賀　則秋
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８号
北海道岩見沢市上志文町29番地３
債務者　横山　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第３２号
北海道三笠市岡山506番地12　コーポ第２ルレーブ106号
債務者　田中　　香（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第４８号
北海道登別市新生町１丁目15番地14ファーストコート新生301号室、前住所北海道苫小牧市柏木町６丁目８番22号コーポフルベースＢ201
債務者　井ノ川一晴
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
北海道登別市新生町１丁目15番地14ファーストコート新生301号室、前住所北海道苫小牧市柏木町６丁目８番22号コーポフルベースＢ201
債務者　井ノ川明美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
北海道室蘭市白鳥台４丁目５番３－201号
債務者　小田　　進
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
岩手県花巻市本館62番地３　ノースタウン本館Ⅰ
債務者　小川マユミ
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１３号
山形県鶴岡市末広町23番62号　県営末広アパート２号306号、前住所山形県鶴岡市城南町23番22号
債務者　赤松さおり
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第４３号
群馬県太田市新田木崎町200番地３
債務者　川本　和博
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３６号
新潟県上越市鴨島1159番地　メゾンドシャトーⅠ　102号
債務者　橘　　純一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１０４８号
大阪府茨木市宿川原町16番４号　１号
債務者　野村　貞三
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９６号
大阪市住之江区南港中３丁目３番35―308号
債務者　椙村　英治
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部